

議員提出議案第3号

脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

令和7年12月22日

中 島 規 夫	尾 崎 薫
興 治 英 夫	鹿 島 功
浜 崎 晋 一	斎 木 正 一
野 坂 道 明	内 田 博 長
川 部 洋	語 堂 正 範
銀 杏 泰 利	

脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書

脳脊髄液漏出症（脳脊髄液減少症）は、交通事故、スポーツ外傷、落下事故など身体への強い衝撃等を契機に発症し、硬膜から脳脊髄液が漏出することで頭痛やめまい、倦怠感など多様な症状が生じる疾患であり、重篤な後遺障害を引き起こすことがある。平成28年からは診断基準に基づく硬膜外自家血注入療法（ブラッドパッチ療法）が保険適用となり、専門的な診療体制の整備が進んでいるが、社会的認知はなお十分とは言えない。

交通事故等により罹患期間が長くなることで症状が治りにくくなり、後遺症がおのずと出てしまうケースがある中、脳脊髄液減少症患者・家族支援協会からは、労災保険では障害等級12級の認定が多く行われているが、自賠責保険では後遺障害等級が適切に認定されておらず、多くの患者が救済されていないとの指摘がある。

このような制度間での差異を是正し、脳脊髄液漏出症に苦しむ患者が一人でも多く自賠責保険の後遺障害等級の認定を受け、適切な治療が受けられるよう、支援体制の充実が求められる。

また、脳脊髄液漏出症患者は、全国に数十万人いると言われており、多くが難治性疾患の患者であるにもかかわらず、確立した治療法もなければ、難病指定もされておらず、早急に新しい治療法の研究を進めるとともに、難治性疾患への難病指定も望まれる。

よって、国においては、被害者救済の理念が十分に發揮されるよう、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 公平性と透明性の高い自賠責保険の脳脊髄液漏出症に関する後遺障害等級の認定手続きとして、高次脳機能障害の自賠責保険高次脳機能障害認定システムと同様に、専門医による認定システム（脳脊髄液漏出症認定システム）の仕組みを構築すること。
- 2 被害者若しくはその代理人又は裁判所等が開示を求めた場合、自賠責保険において

後遺障害等級認定を審査した際の根拠資料について、労災保険と同様に、開示される制度とすること。

- 3 国の研究機関等において、難治性疾患の診断基準の確立を早急に行い、脳脊髄液漏出症の治療方法の研究開発などを進めること。また、難治性の長期疾患の指定難病への追加について検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 様
総 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
国 土 交 通 大 臣